

国不建推第15号  
令和3年7月30日

各都道府県担当部長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

### 建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

下請代金の支払の更なる適正化を図るため、中小企業庁が設置した「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による議論を経て、「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を設け、政府を挙げて取り組んでいるところです。

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」（平成19年6月策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、中小企業庁及び公正取引委員会が行った「下請代金の支払手段について」（令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号）において、支払条件の改善に向け、手形サイトの短縮化や割引料等のコストを示すこと等が見直されたことから、別添のとおりガイドラインの所要の改訂を行ったので、通知します。

なお、本ガイドラインについては、別添通達により建設業者団体に対して通知していることを申し添えます。